

雇児福発0710第1号
平成24年7月10日

各都道府県婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の特例免除に関する
証明書の発行について

今般、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省
令第101号）が平成24年7月6日に公布、同月9日から施行され、配偶
者からの暴力を受けた国民年金第1号被保険者からの保険料免除申請（以下
「特例免除」という。）については、当該配偶者の所得及び当該配偶者と同
居している世帯主（当該第1号被保険者又は当該配偶者が世帯主である場合
を除く。）の所得は審査対象としないこととされました。

また、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の
改善について」（平成24年7月6日年管管発0706第2号 厚生労働省
年金局事業管理課長通知）が別添1のとおり発出され、特例免除の添付書類
として、特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受け
た者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮
について」（平成19年2月21日府保険発第0221001号 社会保険庁運営部
企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知。以下「秘密保持通知」と
いう。）に基づき秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者
を除き、婦人相談所（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶
者暴力相談支援センターを含む。）が発行する「配偶者からの暴力の被害者の
保護に関する証明書」（以下「証明書」という。）を添付することとされました。

つきましては、配偶者からの暴力を受けた被害者から証明書の発行につい
て相談を受けた場合には、別添1の別紙2「配偶者からの暴力の被害者の保
護に関する証明書（様式例）」を参考として、婦人相談所等において適切に
御対応いただくとともに、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び
管内市町村（特別区を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

また、「「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」の一部改正について」（平成24年7月6日年管企発0706第2号、年管管発0706第4号 厚生労働省年金局事業企画課長・厚生労働省年金局事業管理課長連名通知）が別添2のとおり発出され、秘密保持通知の別紙1「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）」の一部が改正されましたので、これについても併せて御留意くださいますようお願いいたします。

なお、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長より各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あて、同様の通知が発出される予定とされておりますので、申し添えます。

1. 通知【別添1】

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」（平成24年7月6日年管管発0706第2号 厚生労働省年金局事業管理課長通知）

- ・別紙1 配偶者と住居が異なること等の申出書
- ・別紙2 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

2. 通知【別添2】

「「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」の一部改正について」（平成24年7月6日年管企発0706第2号、年管管発0706第4号 厚生労働省年金局事業企画課長・厚生労働省年金局事業管理課長連名通知）

3. 省令【参考1】

「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第101号）

4. 通知【参考2】

「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年7月6日年管発0706第2号 厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）

年管管発0706第2号
平成24年7月6日

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の
免除制度の改善について

標記については「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成24年7月6日 年管発0706第2号)をもって厚生労働省年金管理審議官から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、配偶者からの暴力を受けた第1号被保険者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第13号。以下「法」という。) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者をいい、法第1条第3項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「被害被保険者」という。)に関する免除事務について日本年金機構に対し下記のとおり取り扱うことと通知したので、地方厚生（支）局においても遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を通じ、各都道府県の婦人相談所等の関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村に対する周知を依頼することとしており、地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）から管内の市町村の国民年金主管課に対し当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

記

1 特例免除の概要

国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令12号）（以下「規則」という。）

第77条の7第3号に基づき、被害被保険者からの免除申請（以下「特例免除」という。）については、配偶者の所得は審査の対象としない。

また、世帯主（被害被保険者又は配偶者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）が、配偶者と同居している場合は、規則第77条の7第4号に基づき、同条第3号に準じて当該世帯主の所得は審査の対象としないこととする。

(1) 申請の対象者

学生納付特例の対象となる学生を除く被害被保険者であって、申請時において、配偶者からの暴力に起因して配偶者と住居が異なることにより保険料の納付が困難な者とする。

(2) 特例免除における所得の審査対象者等

被害被保険者及び世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得、7月に申請される場合は免除の期間に応じて前年又は前々年所得）により審査する。

(3) 特例免除に係る免除承認期間等

7月から翌年の6月までの期間について、7月から翌年の7月までの間ににおいて申請することができる。

2 特例免除に係る具体的な事務処理

(1) 年金事務所における被害被保険者からの相談

被害被保険者から保険料納付に係る相談があった場合は、特例免除の説明を行うこと。特例免除は、翌年以降もあらかじめ免除申請することの申出（継続申請）は適用しないことから、毎年申請する必要があることを説明すること。

なお、住民票上の住所が配偶者と同一であって住居が異なる者について、秘密の保持の配慮について申出のない者については、申出により、秘密の保持に配慮できる旨を説明すること。

(2) 特例免除の申請（年金事務所）

特例免除については、住居地とは異なる市町村から所得証明を受ける必要がある場合が多いことや秘密の保持の申出に係る年金事務所の事務処理を効率的に行う観点から、申請の窓口は、年金事務所を優先して案内するよう周知することとしているが、市町村に申請が行われたときは市町村で申請を受理する必要がある。このため、年金事務所と市町村との間において必要に

応じて連絡調整を行い、申請の受付日が遅延しないよう協力連携を図ること。

① 申請書の記入

被害被保険者から特例免除の申請の意思表示があった際は、免除申請書の提出を求め、特例免除である旨を申請書の備考欄に記入すること。

② 世帯主と配偶者の同居・別居の別の確認

被害被保険者の住民票上の世帯主と配偶者の同居・別居の別を「配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙1）」により確認し、その状況を免除申請書の備考欄に記入すること。

(3) 添付書類

① 配偶者と住居が異なること等の申出書

配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙1）を添付すること。

② 初回申請時の証明書

特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日府保険発0221001号）（以下「秘密の保持の配慮に関する通知」という。）に基づき、秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者を除き、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙2）を添付すること。（証明書は、改正後の秘密の保持の配慮に関する通知の別紙1と共に通の様式例である。なお、証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も含まれる。）

ただし、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類の提示をもって証明書に代えることができる。

なお、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護や相談の実績等によっては直ちに証明書の発行が行えないことがあるから、その場合は、免除申請書はあらかじめ受付し、後日、証明日が申請書の受付日から3ヶ月後以内の証明書を提出させること（3ヶ月を過ぎても証明書が提出されない場合は、当該申請を一般の免除申請として処理し、免除申請書の備考欄にその旨を記入すること）。

③ 住居が確認できる書類

①の申出があった住居について一定の信頼が得られると判断できる書類等の添付を求めること。

④ 所得証明

被害被保険者及び必要に応じて世帯主の所得証明を添付すること。あらかじめ所得証明が用意できていない場合等は、所得証明の取得によって被害被保険者の居住地が配偶者に知られることを恐れて所得証明を取得できないことも考えられることから、年金事務所において、被害被保険者の住民税申告先の市町村を聴取し、当該市町村に所得の照会を行う等の配慮をすること。

なお、配偶者及び配偶者と同居している世帯主の所得証明の添付については、規則第85条第3項の規定を適用し不要とすること。

⑤ その他

年金手帳等、規則等において添付が必要とされている書類。

3 被害被保険者の秘密保持の徹底について

特例免除の申請を受けた際に、秘密の保持の配慮について申出のない者であって、配偶者に対して住居等を知られないよう秘密の保持に配慮する必要がある被害被保険者であることが判明した場合は、被害被保険者に対して秘密の保持の配慮について説明を行い、当該申出を併せて受けることにより秘密保持の取扱いを徹底すること。

4 その他

特例免除の制度周知（市町村及び婦人相談所等の関係機関に対して、特例免除制度の概要を記載したチラシの設置を依頼するなど）に努めるとともに、被害被保険者から相談があった場合にはその秘密の保持を徹底し丁寧な対応を行うこと。

配偶者と住居が異なること等の申出書

① 申出者	(フリガナ) 氏名			【男・女】
	生年月日	【昭和・平成】 年 月 日		
	(※1) 住居地	(〒 - - -)		
	基礎年金番号			
② 配偶者	(フリガナ) 氏名			【男・女】
	生年月日	【昭和・平成】 年 月 日		
	(※2) 住所	(〒 - - -)		
③ 世帯主	(※3) 世帯主（父母等の第三者）がいますか。【 はい ・ いいえ 】 (はい) の場合、世帯主と②配偶者は、【 同居 ・ 別居 】 （「いいえ」の場合は、記入不要です。）			

【 】内は、該当する方に「○」を付してください。

(※1) あなた（申出者）が住んでいる住居地を記入してください。後日、記入していただいた住居宛に国民年金保険料免除等の承認（却下）通知書を送付します。

(※2) 配偶者の住所を記入してください。

(※3) あなた（申出者）の住民票上の世帯主について記載してください。

上記のとおり、配偶者からの暴力を受けていることにより、配偶者と住居が異なること等を申出します。

平成 月 月 日

申出者氏名

印

[添付書類]

裏面に記載してある申出者の住居地を確認できる書類の写しが必要です。

[添付書類]

申出者の住居地が確認できる書類として、以下に例示するいずれかの書類等(住居地が確認できるものに限る)の写しを添付してください。

- 1 住民票謄本の写し ※配偶者と住民票が異なる場合
- 2 国民健康保険証
- 3 不動産賃貸契約書
- 4 電気、ガス、水道料金等の公共料金の請求書(又は領収書)
- 5 携帯電話料金の請求書(又は領収書)

別紙2(表面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(様式例)

(フリガナ) 氏名(※1)				男・女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
現住所				
連絡先等(※2)				
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)				男・女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
現住所				
連絡先等(※2)				
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号				
婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号				
受付日 年 月 日				

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所(※6)の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード(※8)	

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。
- ※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※7 及び8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。
- 4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

年管企発0706第2号
年管管発0706第4号
平成24年7月6日

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
(公印省略)

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び
船員保険における秘密の保持の配慮について」の一部改正について

標記については、平成19年2月21日付庁保険発第0221001号通知により取り扱っているところであるが、今般、「国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号並びに第90条の3第1項第3号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項第3号及び第2項第3号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令」の施行（平成24年7月9日）に伴い、標記通知の別紙1を別添のとおり改正することを日本年金機構に通知したので、地方厚生（支）局におかれても遺漏のないよう取り扱われたい。

また、管内の市町村の国民年金主管課に対し当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

改正後		現 行	
		別 紙 1 (表 面)	
配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）			
(フリガナ) 氏名(※1)		男・女	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
現住所			
連絡先等(※2)			
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)		男・女	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
現住所			
連絡先等(※2)			
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名			
所在地、電話番号			
婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名			
所在地、電話番号			
受付日	年 月 日	受付日	年 月 日
上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。 なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。			
年 月 日		年 月 日	
婦人相談所(※6)の名称		婦人相談所(※6)の名称	
代表者氏名	印	代表者氏名	印
所在地、電話番号			
本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)		本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番 号及び年金コード(※8)		同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番 号及び年金コード(※8)	

改正後 (裏面)	現行 (裏面)
<p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 <u>年金事務所等</u>から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7 及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び<u>来所相談のあつた者</u>に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>国民年金保険料の免除申請</u>又は<u>年金事務所等</u>で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に<u>年金事務所</u>に確認すること。 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。 	<p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 <u>社会保険事務所</u>から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7 及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>（その他）</p> <ol style="list-style-type: none"> 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>社会保険事務所</u>で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に<u>社会保険事務所</u>に確認すること。 社会保険事務所においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

別紙1(表面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(様式例)

(フリガナ) 氏名(※1)				男・女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
現住所				
連絡先等(※2)				
(フリガナ) 同伴家族氏名(※3)				男・女
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
現住所				
連絡先等(※2)				
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター(※4) 機関名及び代表者氏名				
所在地、電話番号				
婦人相談員(※5) 所属機関名及び所属長氏名				
所在地、電話番号				
受付日 年 月 日				

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所(※6)の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード(※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番 号及び年金コード(※8)	

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。
- ※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※7 及び8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。
- 3 2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。
- 4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

○厚生労働省令第一百一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項第五号、第九十条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号並びに第九十条の三第一項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項第三号及び第二項第三号の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の七第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の
一号を加える。

三 被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第
一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けたとき。ただし、次に掲げる者が、それぞれ当該各号に

該当するとき有限る。

イ 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者が世帯主である場合にあつては、被保険者）被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。

ロ 配偶者 当該配偶者からの暴力を行つた者であること。

附 則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

年管発0706第2号
平成24年7月6日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第101号）が平成24年7月6日に公布されたので通知する。

この省令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、実施に当たっては、貴管内市町村への周知とともに、貴下職員に周知徹底を図り遗漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 改正の内容

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号並びに第90条の3第1項第3号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第1項第3号及び第2項第3号に規定する厚生労働省令で定める事由として、被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けたときを追加し、この場合、次に掲げる者がそれぞれ次の要件に該当するときに、当該被保険者の保険料を免除し、又は納付を猶予することができるものとしたこと。

- ① 被保険者及び世帯主（被保険者又は配偶者が世帯主である場合にあっては、被保険者） 被保険者の保険料を納付することが困難と認められること。
- ② 配偶者 当該配偶者からの暴力を行った者であること。

第2 施行期日

平成24年7月9日